

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦法「ロシア連邦商工会議所について」12条および第15条の改正について

国家院（下院）採択 2023年12月 5 日

連邦院（上院）承認 2023年12月 7 日

第 1 条

1993年 7 月 7 日付ロシア連邦法第5340-I号「ロシア連邦商工会議所について」（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1993年、No.33、掲載番号1309；ロシア連邦法令集、2014年、No.19、掲載番号2311；2016年、No. 1、掲載番号71；2020年、No.44、掲載番号6891；2022年、No.18、掲載番号3019）に以下の変更を加える：

1) 第12条第 1 項「i」号に「本法第15条に定める手順で」という文言を追加する；

2) 第15条第 3 項において：

a) 「b」号を以下の文言に変更する：

「b) 原産地証明書を発行し、対外経済活動分野（外国貿易を除く）における国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関との合意により、原産地証明書発行に関する申請書を受理した日から 5 労働日以内に原産地証明書を発行するまたは当該証明書発行却下の決定を下す旨、および当該期間の経過が停止する場合の網羅的なリストを定める、商工会議所による原産地証明書発行の手順を定める；」；

b) 以下を内容とする「b¹号」および「b²号」を追加する：

「b¹) 対外経済活動の実施に関連する文書を証明し、対外経済活動分野（外国貿易を除く）における国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関との合意により、対外経済活動の実施に係わる文書の商工会議所による証明、または当該文書の商工会議所による証明を却下する決定の手順および期限を定める；

b²) 商工会議所による原産地証明書の発行と対外経済活動の実施に係わる文書の商工会議所による証明の料金を定める。この料金の改定は、社会的、経済的、人口動態的、生態学的、その他のロシア連邦における社会的プロセスに関する公式統計情報の作成機能を遂行する連邦行政機関によって算定される消費者物価指数の上昇の範囲内で、1年に1回まで行うことができる；」。

第 2 条

1. 本連邦法はそれが公布された日から15日後に発効する。

2. ロシア連邦商工会議所は1993年 7 月 7 日付ロシア連邦法第5340-I号「ロシア連邦商工会議所について」第15条第 3 項「b²」号にもとづき、本連邦法発効後15日以内に、商工会議所による原産地証明書の発行と対外経済活動の実施に係わる文書の商工会議所による証明の料金を定める。ただし、この料金は本連邦法発効日時点において商工会議所が適用していた当該業務の料金の金額を上回ってはならない。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年12月12日

第586-FZ号